

秋田県告示第180号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

森林の所在場所					全 面 積		保安林指定実測面積 (ヘクタール)	指定の目的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台帳 (平方メートル)	実測 (ヘクタール)		
男鹿市		戸賀塩浜	漁元崎	18番5	1,366	0.1366	0.1366	土砂の崩壊の防備

（「附属明細書」は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課及び秋田県秋田地域振興局農林部並びに男鹿市役所に

指定施業要件			
立木の伐採方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
(附属明細書のとおり)	主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)

備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第181号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

森林の所在場所					全 面 積		保安林指定実測面積 (ヘクタール)	指定の目的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台帳 (平方メートル)	実測 (ヘクタール)		
男鹿市		船川港椿	岩山田	98番1	877	0.0877	0.0877	土砂の崩壊の防備
			家ノ後	50番1	79	0.0079	0.0079	

(「附属明細書」は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課及び秋田県秋田地域振興局農林部並びに男鹿市役所に

指定施業要件			
立木の伐採方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
(附属明細書のとおり)	主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)

備え置いて縦覧に供する。)